

厚生労働省発職1125第2号

令和4年11月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一・第二（略）

第三 キャリアアップ助成金制度の改正

一 賃金規定等改定コース助成金の改正

1 賃金規定等改定コース助成金の助成額について、事業主が、その雇用する有期契約労働者等（雇用保険法施行規則第百十八条の二第二項第一号に規定する有期契約労働者等をいう。以下同じ。）について、賃金増額措置（同条第五項第一号ハの措置をいう。以下同じ。）を講じた場合に、賃金の増額の割合に応じて、当該措置の対象となる労働者一人につき、それぞれ次に定める額とすること。

(一) 賃金増額措置を実施するに当たり賃金を三パーセント以上五パーセント未満で増額した場合 対象者一人につき三万三千元（中小企業事業主の場合は五万円）

(二) 賃金増額措置を実施するに当たり賃金を五パーセント以上で増額した場合 対象者一人につき四万三千元（中小企業事業主の場合は六万五千元）

2 事業主が、職務の相対的な比較を行うための手法を用いて、賃金増額措置を講じた場合には、1の

(一)及び(二)に定める額に加え、一の事業所につき、十五万円（中小企業事業主の場合は二十万円）を支給すること。

二 正社員化コース助成金の改正

1 正社員化コース助成金の助成額について、人材開発支援助成金に係る訓練修了加算措置の対象となる訓練（2において「対象訓練」という。）のうち定額制訓練又は自発的職業能力開発訓練を修了した者（以下「特定訓練修了者」という。）を事業主（当該特定訓練修了者に係る人材開発支援助成金の支給を受けた者に限る。）が有期契約労働者等から通常の労働者等（雇用保険法施行規則第一百八条の二第二項第一号に規定する通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員をいう。以下同じ。）へ転換させた場合に限り、一の事業所につき、次に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

(一) 生産性要件（雇用保険法施行規則第四百四条第一項第二号ロに規定する生産性要件をいう。以下同じ。）に該当せず、かつ、有期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 特定訓練修了対象者（特定訓練修了者であつて有期契約労働者等から通常の労働者等へ転換されたものをいう。以

下同じ。)一人につき五十三万七千五百円(中小企業事業主の場合は六十八万円)

(二) 生産性要件に該当し、かつ、有期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 特定訓練修

了対象者一人につき六十八万円(中小企業事業主の場合は八十六万円)

(三) 生産性要件に該当せず、かつ、無期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 特定訓練

修了対象者一人につき二十六万八千七百五十円(中小企業事業主の場合は三十四万円)

(四) 生産性要件に該当し、かつ、無期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 特定訓練修

了対象者一人につき三十四万円(中小企業事業主の場合は四十三万円)

2 令和九年三月三十一日までの間、対象訓練に、第七の二の事業展開等リスクリリング支援コース助成

金の対象となる訓練を追加すること。

第四〇第六 (略)

【参考】

第七 人材開発支援助成金制度の改正

一 一人への投資促進コース助成金の改正

1 雇用する被保険者に訓練を受けさせる事業主の経費助成率を次のとおりとすること。

(一) 定額制訓練

定額制訓練（当該訓練を十時間以上実施したものをいう。）（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五））の額

(二) 自発的職業能力開発訓練

(1) 自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）に係る入学料及び受講料（事業主が労働協約又は就業規則に定めるところにより整備した自発的職業能力開発訓練に要する経費を負担する制度に基づき負担した額に限る。(2)及び(3)において同じ。）の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき、次のイからハまでに掲

げる一の自発的職業能力開発訓練の実施時間数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を超えるときは、当該定める額)

イ 二十時間以上百時間未満 七万円

ロ 百時間以上二百時間未満 十五万円

ハ 二百時間以上 二十万円

(2) 自発的職業能力開発訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する

大学院(これに相当する外国の大学院を除く。)において実施するものに限る。以下この(2)におい

て同じ。)に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五(生産性要件に該当する事業主にあつ

ては、百分の六十)の額(その額が、一の年度における当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保

険者一人につき六十万円を超えるときは、六十万円)

(3) 自発的職業能力開発訓練(学校教育法第九十七条に規定する大学院に相当する外国の大学院にお

いて実施するものに限る。以下この(3)において同じ。)に係る入学料及び受講料の合計額の百分の

四十五(生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十)の額(その額が、一の年度におけ

る当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき二百万円を超えるときは、二百万円)

- 2 一の年度において、事業主の一の事業所（年間職業能力開発計画に基づく一の事業所をいう。）に係る人への投資促進コース助成金（成長分野等人材訓練を除く。以下この2において同じ。）の額が二千五百万円を超えるときは、1の(一)及び(二)にかかわらず、二千五百万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。ただし、人への投資促進コース助成金のうち自発的職業能力開発訓練については、当該自発的職業能力開発訓練の同助成金の額が三百万円を超えるときは、当該自発的職業能力開発訓練の同助成金の額は三百万円とすること。

二 事業展開等リスクリング支援コース助成金の新設

- 1 人材開発支援助成金制度において、事業展開等リスクリング支援コース助成金を新設し、施行日から令和九年三月三十一日までの間、(一)に該当する事業主に対して、(二)に定める額を支給するものとする。と。

- (一) 第二百五条第二項第一号イ(1)(i)、(iii)及び(v)から(vii)までに該当する事業主であつて、年間職業能力開発計画に基づき、新たな事業の創出その他の事業の展開又は将来において成長発展が期待される分

野の業務にその雇用する被保険者を従事させることに伴い、当該被保険者に必要な職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものに限る。以下この1において「事業展開等に伴う訓練」という。）を受講させる事業主（当該事業展開等に伴う訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(二) 次に掲げる額の合計額

(1) 事業展開等に伴う訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに事業展開等に伴う訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学金、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者一人につき、次のイからハまでに掲げる一の事業展開等に伴う訓練の実施時間数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を超えるときは、当該定める額）

イ 十時間以上百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

ロ 百時間以上二百時間未満 二十五万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2) その雇用する被保険者に対して、事業展開等に伴う訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支

払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

2 一の年度において、1の(一)に該当する事業主の一の事業所（年間職業能力開発計画に基づく一の事業所をいう。）に係る事業展開等リスクリング支援コース助成金の額が一億円を超えるときは、1の(二)にかかわらず、一億円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

3 1及び2の規定にかかわらず、事業展開等リスクリング支援コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4 事業展開等リスクリング支援コース助成金について雇用保険法施行規則第三百三十九条の四及び第四百十条の三の規定を準用することとし、必要な読替規定を整備すること。

第八 その他

一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース助成金）については、令和四年九月一日（以下「適用日」という。）から第三の一の規定を適用するものとする。

二 適用日から令和五年三月三十一日までの間に、雇用保険法施行規則第一百八条の二第五項第一号ハの措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース助成金）の支給については、なお従前の例によることができるものとする。

三 その他この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。